広	島	県	収	受	
第一一号					
-3.7.3 9					
処理期限 月 日			1		
分類記号		保	存华限		
		- 1			

事 務 連 絡 令和3年7月30日

各都道府県衛生主管部 (局) 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

医薬品に係る先駆け審査指定制度対象品目の指定取消しについて

平成31年4月8日付けで5品目の医薬品を先駆け審査指定制度対象品目として指定し、別添のとおりお知らせいたしましたが、今般、下記の品目について当該指定を取り消しましたので、お知らせいたします。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果
先駆審査 (31 薬) 第 5 号	E7090	FGFR2 融合遺伝子を有す
		る切除不能な胆道癌





Press Release

平成31年4月8日 【照会先】

医薬・生活衛生局医薬品審査管理課 課 長 山本 史 (内線 2733) 課長補佐 荒木 康弘(内線 2746) (直通電話) 03(3595)2431

医療機器審査管理課

課 長 中井 清人(内線 2911) 審査調整官 渡利 彰浩(内線 2787)

(直通電話) 03(3595)2419 (代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

「先駆け審査指定制度」の対象品目を指定しました

~新たに11品目を指定。画期的な製品の日本における開発を促進~

厚生労働省は、昨年11月までに指定申請があった医薬品40品目、医療機器・体外診断用医薬品15品目、再生医療等製品13品目について評価を行い、本日付けで別紙の医薬品5品目、医療機器・体外診断用医薬品4品目、再生医療等製品2品目を「先駆け審査指定制度」の対象品目として指定しました。

「先駆け審査指定制度」とは、平成26年6月に厚生労働省が取りまとめた「先駆けパッケージ戦略」の重点施策や、「日本再興戦略」改訂2014を踏まえて導入したものです。

この制度は、対象疾患の重篤性など、一定の要件を満たす画期的な新薬などについて、開発の早期段階から対象品目に指定し、薬事承認に関する相談・審査で優先的な取扱いをすることで、承認審査の期間を短縮することを目的としたものです。

通常の新医薬品、新医療機器の場合、12か月を目標に承認審査を行っているところ、この制度の指定を受けた品目については、承認審査期間の目標が半分の6か月になります。

○別紙:指定品目

○参考資料1:医薬品の先駆け審査指定制度の試行的実施(第四回)について (平成30年9月7日付け薬生薬審発0907第1号厚生労働省医薬・生活衛生局

医薬品審査管理課長通知)

○参考資料2:医療機器・体外診断用医薬品・再生医療等製品の先駆け審査指定制度

の試行的実施(第四回)について

(平成30年9月7日付け薬生機審発0907第1号厚生労働省医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課長通知)

○参考資料3: 先駆け審査指定制度について

(平成 26 年度第 5 回 (平成 27 年 3 月 30 日開催) 薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料)